

平成31年4月24日

10連休（4月27日から5月6日まで）に係るお知らせ

北海道立消費生活センター

北海道立消費生活センターは、「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」の公布・施行に伴い、平成31年4月27日（土）から5月6日（月）までの間は休館となります。消費生活相談の受付を含め施設はご利用いただけませんのでご了承ください。

1 電子メール相談の回答について

電子メール相談については、平成31年4月26日（金）午前9時以降に受け付けたものは、5月7日（火）以降の回答となりますので、予めご了承ください。

2 クーリング・オフ制度について

「訪問販売」などで契約した場合、無条件で契約を解除できるクーリング・オフ制度には期間が定められています。10連休はとくにご注意ください。クーリング・オフ制度の詳細については、当センターウェブサイトをご参照ください。

■北海道立消費生活センターウェブサイト「知っていますか?クーリング・オフ制度」

URL <http://www.do-syouhi-c.jp/soudan/coolingoff.html>

クーリング・オフは発信主義ですので、クーリング・オフ通知を発信した日がクーリング・オフ期間内であれば、相手方に到達した日が期間を過ぎていても有効です。通知を行う際は、発信日が明確となるように郵便局窓口にて特定記録郵便や簡易書留で差出します。郵便局が開局していない時間（窓口取扱時間外）であっても、集配局のゆうゆう窓口では、特定記録郵便などの郵便物の差出しが可能です。お近くの集配局及びゆうゆう窓口開設時間については、日本郵便ウェブサイトをご確認ください。

■日本郵便ウェブサイト「ゆうゆう窓口・集荷に関する連絡先を調べる」

URL https://www.post.japanpost.jp/shiten_search/

3 消費者ホットライン「188」をご利用ください

消費者ホットラインは、お近くの消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。土日祝日は、都道府県等の消費生活センター等が開所していない場合、国民生活センターに電話がつながります（一部地域を除く）。国民生活センターの休日相談窓口は、土日祝日に相談窓口を開設していない消費生活センターを補完するもので、即日回答を原則としていますが、相談の内容によっては、継続して平日の相談対応、または地元の消費生活センターの紹介などを行う場合があります。

※国民生活センターの相談受付時間は、土曜・日曜・祝日ともに10時から16時です。

※国民生活センターでは、4月27日（土）～5月6日（月）の10連休も相談を受け付けています。

北海道立消費生活センター
電話番号:011-221-0110
FAX番号:011-221-4210